

## 市制55周年記念フレンドシップ事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する市制55周年記念フレンドシップ事業委託業務（以下「本業務」という。）について、豊富な情報や専門知識等を有し、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

### 2 事業者の選定方法

事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

### 3 業務概要

#### (1) 業務名

市制55周年記念フレンドシップ事業委託業務

#### (2) 業務内容

別添「市制55周年記念フレンドシップ事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和7年10月20日（月）まで

### 4 見積限度額

3,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。なお、参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「令和6・7年度尾張旭市入札参加資格者名簿」に次のとおり登録があること。

大分類「03. 役務の提供等」

中分類「13. 旅客業」

小分類「01. 旅行」かつ「04. バス運行業務」

なお、公告から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の

申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

## 6 選定日程

内容	日時
公募開始	令和7年5月22日（木）
質問受付期間	令和7年5月22日（木）から 令和7年5月26日（月）午後5時まで（必着）
質問回答期日	令和7年5月28日（水）
参加表明書等提出期限	令和7年5月30日（金）午後5時まで（必着）
企画提案書等提出期限	令和7年6月9日（月）正午まで（必着）
審査結果通知	令和7年6月20日（金）予定
事前協議	別途通知
契約締結	令和7年6月25日（水）予定
業務開始	令和7年6月25日（水）予定

## 7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 質問書（様式6）
- (7) 辞退届（様式7）

## 8 質疑応答等

### (1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式6）に記入し、教育委員会事務局教育政策課教育政策係に令和7年5月26日（月）午後5時までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

### (2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和7年5月28日（水）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回

答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

### (2) 提出先

尾張旭市教育委員会事務局教育政策課教育政策係

### (3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

### (4) 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

### (5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認められた場合は、その旨を通知する。

## 10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）：原本1部、写し5部

イ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し5部

ウ 参考見積書（様式任意）：原本1部、写し5部

エ 団体概要（様式3）：原本1部、写し5部

オ 業務実績（様式4）：原本1部、写し5部

カ 業務実施体制（様式5）：原本1部、写し5部

キ 社会的価値の実現に資する取組をしている場合（取組に係る登録証や認定書等内容を証明する書類：写し1部

### (2) 提出書類に関する留意事項

ア 企画提案書（10(1)イ）

A4判20ページ以内とし、図、絵、写真等の使用を可とする。

イ 参考見積書（10(1)ウ）

仕様書及び企画提案書に記載された全ての用務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。（金額が記載されている項目は、当該金額を記載すること。ただし、事業者決定後の打合せにて内容次第では、金額に変更が生じる場合がある。）

### (3) 提出先

尾張旭市教育委員会事務局教育政策課教育政策係

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和7年6月9日（月）正午まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式7）を担当課窓口へ直接持参すること。なお、市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

12 審査方法

(1) 審査方法

審査委員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。（審査項目は、別紙3「審査基準表」のとおり）

なお、合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

(2) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

イ 書面にて通知する際、参加者名については、受託候補者名及び通知先の参加者名のみ公表し、点数については、全参加者分を公表する。

ウ 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、契約に当たっては、事業者決定後の打合せにより、改めて正式見積の積算及び提出を求め、契約を締結するものとする。

14 その他

(1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しないものとする。

(4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。

(5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。

- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

## 15 連絡先

尾張旭市教育委員会事務局教育政策課教育政策係（担当 高橋）

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 北庁舎2階

電 話：0561-76-8173（直通）

0561-53-2111（代表） 内線602

F A X：0561-52-2901

メール：kyoiku@city.owariasahi.lg.jp

U R L：https://www.city.owariasahi.lg.jp